



福井労働局

～ふくいの「働く」を支えます～

Press Release

令和 7 年 7 月 4 日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室 長 木村 和晴

室長補佐 西村 直樹

電 話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

福井県最低賃金の令和 7 年度改正を諮問

福井労働局（局長：石川 良国）は、本日開催の福井地方最低賃金審議会（会長：井花 正伸）において、令和 7 年度の福井県最低賃金の改正を諮問しました。

最低賃金法第 10 条では、「都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。」とされています。

今後、同審議会等で中央最低賃金審議会から示される目安額、賃金実態調査の結果等を踏まえながら、福井県最低賃金の決定に向けた具体的な審議が行われます。

令和 6 年度においては、7 月 4 日に諮問を行い、8 月 9 日に答申を受けて公示等の手続きを経て、10 月 5 日に時間額 984 円（引上げ額 53 円）の発効となっています。

なお、福井県最低賃金の年次別推移は、次のとおりです。

福井県最低賃金の年次別推移

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
最低賃金額（時間額）（円）	830	858	888	931	984
引上げ額（円）	1	28	30	43	53
引上げ率（％）	0.12	3.37	3.50	4.84	5.69
答申年月日	8/6	8/5	8/8	8/7	8/9
発効日	10/2	10/1	10/2	10/1	10/5